

平成24年6月15日

芦屋町議会議長 横尾 武志 殿

町立芦屋中央病院事業
に関する調査特別委員会

委員長 今井 保利

町立芦屋中央病院事業に関する調査特別委員会報告書

1. はじめに

町立芦屋中央病院は昭和51年に開設されて以来、地域に根ざした医療の充実に努め、住民の健康・福祉の増進に貢献してきたが、開設から35年が経過して施設面の老朽化が進み、現存の施設で継続して医療提供することが困難であるとのことで、平成23年12月に有識者及び住民代表から構成される「町立芦屋中央病院事業検討委員会」が設置され、町長より町立芦屋中央病院の役割、経営・施設のあり方などについて諮問を受けて、平成24年3月に答申がなされた。

こうした中で、本町議会においても、町立芦屋中央病院の今後のあり方や建替え等、病院事業に関する諸問題について、必要な調査、検討を行い、病院事業の確立を図るとともに健全化を推進していく必要があることから、町立芦屋中央病院事業に関する調査特別委員会を設置した。

本特別委員会は、設置以来、これまでに9回開催して鋭意調査、検討を重ね、このたびその結果を会議規則第77条の規定により報告するものである。

2. 活動経過

回	日 程	内 容
第1回	平成24年4月19日(木)	正副委員長の互選について
第2回	平成24年4月27日(金)	今後の進め方について
第3回	平成24年5月 8日(火)	全国自治体病院の検証 郡内における町立芦屋中央病院の位置づけについて
第4回	平成24年5月23日(水)	財政的な説明(経営状況、シミュレーション)①について
第5回	平成24年5月24日(木)	財政的な説明(経営状況、シミュレーション)②について
第6回	平成24年5月25日(金)	現地視察(第1班)
	平成24年5月31日(木)	現地視察(第2班)
第7回	平成24年6月 6日(水)	これまでの検証について
第8回	平成24年6月11日(月)	報告書(案)検討
第9回	平成24年6月14日(木)	報告書(案)検討及び決定

3. 調査報告

(1) 自治体病院としての現在までの役割

自治体病院とは、その地域に不足している医療に積極的に取り組み、住民の健康維持・増進を図り、地域に貢献することを使命としている。

町立芦屋中央病院は町内唯一の入院施設であり、長期療養ができる療養病床もある。また、日常生活圏内において、医療、介護、予防、住まいが切れ目なく、継続的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立や訪問看護の推進、町内の基幹病院としての働きも持ち合わせている。

また同時に現在まで、他の自治体病院の多くが赤字にある中において、健全な経営を行ってきたことは、当委員会として、同時に町民からも大きな称賛に値する事業内容であると判断する。

(2) 現状の課題

ア. 医療機能及び施設について

上述したとおり、町の医療における基幹的な役割を担っている町立芦屋中央病院ではあるが、以下に示すような課題に直面している。

①施設の老朽化

- ・病院開設から35年が経過。施設の老朽化が進んでおり、危機管理上問題がある。

- ・災害等の地域の避難所として緊急医療体制を維持するには、耐震性の面から施設として問題がある。

②救急医療体制

- ・人力的にも医療水準的にも高度な救急医療が出来る体制ではなく、初期救急のみの対応しか行えない。

イ. 経営・財務について

経営面では黒字が続き、財政状況は健全な状況にあるが、一方では以下のような課題も抱えている。

①潜在的な費用の存在

- ・施設・設備の老朽化が進み、建物改築・建替え等による将来の潜在的な費用が存在している。
- ・健全な経営を今後維持することは、現在の診療科目と医師体制の中では非常に厳しいことが推測される。

②医師の確保

- ・医師は全国的に慢性的に不足している。
- ・町立芦屋中央病院においても医師の独立や退職等により常勤医師の確保が出来ない診療科があるため、非常勤の医師で対応している。
- ・自治体病院のほとんどが直面している課題で、町立芦屋中央病院においても、その確保は非常に困難な課題である。このことが経営を非常に困難な状況にさらしている。

③訪問看護事業の組み入れ

- ・町立芦屋中央病院の看護師が派遣され、訪問看護事業を行っているにもかかわらず、会計上は一般会計となっている。

ウ. 経営形態について

町立芦屋中央病院の現在の経営形態は、地方公営企業法の財務規定のみが適用される一部適用であるため、病院トップの権限が限られており、組織や人事労務に関する意思決定にあたり、迅速な対応が困難となっている。

また、収益面の改善・コスト削減においても現場に意思決定権がない事は、経営面からのロスを生み出している。

(3) 今後の方向性について

ア. 施設及び医療機能について

①施設の老朽化

- ・自治体病院としての使命を果たすため、施設・設備など、必要な投資を検討すべきであり、災害拠点病院として不測の事態に備えて医療提供体制を維持するためにも、施設の更新について検討が必要であると考ええる。

②地域医療体制

- ・医療機能の役割分担との観点から、地域の医師会や他医療機関との連携を一層強化し、住民の医療面での福祉向上の役割を果たしていくことが必要である
- ・緊急的医療体制は北九州医療圏の医療機関との負担と責任を再検討する時期に来ていると判断する。

イ. 経営・財務について

①潜在的な費用の存在

- ・施設・設備への投資を行う際は投資効果（最低必要科目を最小コストで行うこと等）に留意すること。また、施設整備も病院の責任において実施できるような体制を構築する必要があると考える。

②診療科目の検討

- ・早急に診療科目ごとの地域への必要性とコスト面からの検証を行い、診療科目の削減を検討すべきと判断する。

③医師の確保

- ・町の基幹病院として、医師を確保し良質な医療を提供するためには、給与の見直し等の医師の待遇改善が喫緊の課題である。
- ・医師の研修や指導体制の構築を可能とする施設や設備、職場環境を整備する必要がある。
- ・収益を確保し、より良質な医療を提供するためには、適正かつ臨機な人員の増減・配置や施設・設備への投資を行っていくこと。この面においても、「ウ. 経営形態について」で述べる病院の意思決定権を現場に早急に移管する事が重要である。

④訪問看護事業の組み入れ

- ・訪問看護事業は、実際に事業を行っている病院事業会計において実施されるべきである。

⑤退職引当金の確保

- ・退職引当金の不足分（3億3,000万円）も、今後はきちんと計画的に積み立てるべきである。

⑥顧客重視・サービス充実と向上

- ・民間事業者にみられる顧客優先の対応とサービス向上をさらに定着させ、医療の質向上とあわせて実施する必要がある。
- ・同時に医療情報の一体化・共有化のできる体制を構築し、来院者へのさらなる医療面のフォロー体制（環境整備）を構築することが必要である。

ウ. 経営形態について

①病院の意思決定権

- ・町立芦屋中央病院にかかわる意思決定の迅速化を図ること。
- ・医療現場を知り尽くし、責任を負っていける病院トップが考えたことを実行できる自立的な組織体制を構築することが必要である。
- ・現在組織され検討を続けている経営形態検討委員会の中で、より良い形態を検討されることを望む。

4. おわりに

本委員会は、全9回の審議を重ね、町立芦屋中央病院の使命と取り巻く環境について理解を深め、その課題を明らかにし、最終的に本委員会の意見をまとめ、町立芦屋中央病院が地域や町民とともに歩んでいくための目指すべき方向性を明らかにした。

今後、町立芦屋中央病院や町においては、本委員会の意見の趣旨を踏まえ、医療機能の充実と健全経営のために改善を図っていくことが望まれる。

なお、今後は執行部において更なる検討を行い、町民負担と医療体制の必要性や方向を町民に十分説明し、理解された中での事業運営を進めることが重要である。

町立芦屋中央病院が地域の病院として、将来にわたって地域に本当に必要な医療を提供し、同時に地域の医療体制の中で貴重な137床を町民のために保持しながら、町民の安心安全を守る最後の砦として、医療を提供し続けていかれることを切に願うものである。